

「安政条約廃棄百年」を巡って

岡崎 久彦

近代日本の国際関係史上、条約改正は明治時代のほとんど全期間を費やした大事業である。

まずその経緯を振り返ると、明治二十七年七月ロンドンで署名された日英通商航海条約の第二十条で、安政条約は廃棄され、この新しい日英条約によってそれが引き継がれることにした。他の国との条約も概ね日英条約にならって結ばれた。

第二十条 本条約はその実施の日より両締約国間に現存する……安政五年七月十八日すなわち一八五八年八月二十六日締結の修好通商条約およびこれに付属する一切の諸約定に代わるべきものとす。而して該条約および諸約定は右期日より総て無効に帰し、……（英国民が）共有せし所の特典、特権および免除は本条約実施の日より別に通知をなさず全然消滅に帰したるものとす。

つまり、新条約の中には治外法権について何の引き継ぎの規定もないので、治外法権は条約発効によって全廃されることになった。

第二十一条の第一パラグラフは、条約が調印の日から五年後に発行するとしている。つまり日本が治外法権を撤廃するのは明治三十二年、一八九九年になるわけである。

ただ、不平等条約のもう一つの懸案である関税自主権については、引き継いだ条約に従価一割の関税制限などが明記されているので、その後更に十二年待たねばならなかった。

第二十一条の第二パラグラフは言っている。

両締約国の一方は本条約実施の日より十一カ年を経過したる後は何時なりとも本条約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの権利を有すべし。而して此の通知を為したる後十二カ月を経過したるときは本条約は消滅に帰すべきなり。

つまり、明治三十二年、一八九九年の十二年後、すなわち、明治四十四年、一九一一年に、安政条約を引き継いで関税自主権を制限していた新条約は廃棄できることとなる。本年はそれから百年経ったということである。

これを実施した際の、時の外務大臣小村の役割は手続き的なものであった。つまり、条約消滅前に個々の相手国と交渉して通商条約を結ぶか、それともまず条約消滅を宣言して、その後新条約を結ぶかと言う選択であったが、小村は断固後者を選んだ。そこが小村らしいところであろうが、ただ手続きの後先だけの話である。

唯一の懸念はその間交渉がまとまらないと空白が生じないかということであったが、それは、その間の交渉によって杞憂となった。いづれにしても関税自主権に対する制限は消滅してしまうのだから、あとは、主として事後処理的な交渉だけの問題であった。

ここに、明治四十五年の中、四十四年間を費やして、日本は関税自主権を回復して、列国と対等の主権国家となるのである。

事実はこれで全部である。

こんな外交文書を読みさえすれば明々白々な事実を、私が改めてここで書かねばならないのには理由がある。

どうもこれが、今までの教科書を始め種々の文献の記述と異なるようなのである。

私は一々今までの出版物を調べてその誤りを指摘したいとは思わない。それはあまりにも馬鹿々々しい作業であるからである。

ただ、どうも今までの教科書などには、条約改正の大事業は、陸奥外相がまず治外法権を撤廃し、小村外相が関税自主権を回復して完成したという風に書いてあるらしい。

時系列だけについて言えば、それは、必ずしも間違いではないが、小村が明治四十四年に関税自主権を回復したと言うのは良いとして、陸奥は明治三十年に病死しているので、陸奥の時に治外法権が撤廃されたと言うと（これもつまらない問題であるが）、記述の一貫性の問題は出て来る。元の合意に遡れば、両方とも陸奥がやったと言うのが正しい。

ただ、問題は、どうも、陸奥が、条約調印の五年後に治外法権撤廃、十七年後に関税自主権の回復を両方も決めて置いたからだということはどうしても書きたくないらしかった。

それがはっきり分かったのは、教科書作成の時であった。

私が当然と思って書いた記述が一度ならず突き返されて来た。最後には、偏向史観に関わるような、実質

的な問題はすべて解決されて、問題はこの箇所だけになってもまだ解決しない。

そして、先方から不思議な妥協案が出て来た。関税自主権の回復は、一部は陸奥が達成し、その余は小村が達成したという趣旨である。

何かの切り売りではあるまいし、歴史の事実¹に妥協もなにもあり得ないのに、不思議な妥協案である。

背景はどうも分からない。

察するに、明治の二大外交官である、陸奥宗光と小村寿太郎が営々と努力し遂に条約改正の大事業を達成したというストーリーを維持したいだけなのである。ストーリー自体そんなに悪いストーリーでもないし、初めに書いた人の面子があるのかもしれないが、そのために歴史的事実を枉げるわけにはいかない。

以上、本特集号「近代日本の国際交流」の巻頭言として、ごく短く、事実だけをご披露した次第である。

(NPO法人 岡崎研究所理事長・所長)